

FAX送信用

令和 3 年 1 月 6 日

関係者各位

苫小牧労働基準監督署

業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の業種別労働災害発生状況の令和2年12月末日現在の速報値を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、北海道労働局のホームページ

(http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html) においては、苫小牧署を含め全道各署の業種別労働災害発生状況が掲載（毎月10日頃更新予定）されておりますので活用してください。

担当：苫小牧労働基準監督署 第3方面

電話：0144-88-8900

令和2年 業種別労働災害発生状況

(令和2年12月末現在)

苫小牧労働基準監督署

業種別	区分	令和2年				令和元年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
全産業合計		(2) 2	(11) 525	(13) 527	118	3	(34) 456	(34) 459	121	68	14.8	100.0
除く鉱業計		(2) 2	(11) 525	(13) 527	118	3	(34) 456	(34) 459	121	68	14.8	100.0
製造業			95	95	21	2	(10) 105	(10) 107	30	-12	-11.2	18.0
内 訳	食料品		26	26	8		(9) 41	(9) 41	13	-15	-36.6	4.9
	木材木製品		15	15	2		6	6		9	150.0	2.8
	紙・パルプ		4	4	1	1	(1) 3	(1) 4	1			0.8
	窯業・土石		8	8	2	1	10	11	4	-3	-27.3	1.5
	金属・機器		12	12	3		12	12	2			2.3
	輸送用機械		7	7			8	8	4	-1	-12.5	1.3
	その他			23	23	5		25	25	6	-2	-8.0
鉱業												
土石採取			2	2	1		1	1		1	100.0	0.4
建設業			(3) 54	(3) 54	6	1	(6) 55	(6) 56	8	-2	-3.6	10.2
内 訳	土木工事業		16	16	2	1	(2) 19	(2) 20	4	-4	-20.0	3.0
	建築工事業		(3) 22	(3) 22	2		(3) 20	(3) 20	2	2	10.0	4.2
	木造建築業		5	5	2		11	11		-6	-54.5	0.9
	その他の工事業		11	11			(1) 5	(1) 5	2	6	120.0	2.1
道路貨物運送業		(1) 1	(1) 68	(2) 69	10		(7) 69	(7) 69	9			13.1
その他の運輸業			(1) 14	(1) 14	6		(1) 16	(1) 16	7	-2	-12.5	2.7
陸上貨物取扱業			5	5			4	4	1	1	25.0	0.9
港湾荷役業			5	5	1		10	10	4	-5	-50.0	0.9
林業			7	7	1		3	3	1	4	133.3	1.3
漁業			2	2			1	1	1	1	100.0	0.4
卸売・小売業			(2) 54	(2) 54	21		43	43	23	11	25.6	10.2
清掃業			27	27	7		16	16	3	11	68.8	5.1
ゴルフ場			10	10	5		(1) 9	(1) 9	1	1	11.1	1.9
その他の事業		(1) 1	(4) 182	(5) 183	39		(9) 124	(9) 124	33	59	47.6	34.7

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものです。

本統計は、速報値であり、修正することがあります。

()内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

令和2年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和2年12月末現在）

業種別	区分	令和2年				令和元年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
農 業			7	7	2		10	10	3	-3	-30.0	1.3
畜 産 業		(1) 1	48	(1) 49	4		36	36	6	13	36.1	9.3
理 美 容 業												
その他の 商 業			5	5	2	(2)	5	(2) 5				0.9
金融・広告業			1	1	1	(2)	2	(2) 2		-1	-50.0	0.2
映画・演劇業												
通 信 業			(3) 11	(3) 11	3	(3)	7	(3) 7	4	4	57.1	2.1
教育・研究業			1	1			5	5		-4	-80.0	0.2
保健・衛生業			(1) 82	(1) 82	17	(2)	33	(2) 33	12	49	148.5	15.6
飲 食 店			11	11	1		11	11	4			2.1
その他接客娯楽業 （除くゴルフ場）			3	3	3		9	9	4	-6	-66.7	0.6
その他の 事 業			13	13	6		6	6		7	116.7	2.5
合 計		(1) 1	(4) 182	(5) 183	39	(9)	124	(9) 124	33	59	47.6	34.7

令和2年 死亡災害発生状況

(令和2年12月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生日	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	12	17時台	自動車運送物業	50人～99人	(交通) 交通事故	トラック	被災者は、タンクローリーを運転し、国道の緩やかなカーブを登坂していたところ、対向車線を走行していた大型トレーラーが凍結路面で滑り、急ハンドルを切ったことでジャックナイフ現象が発生し、被災者が運転していた車両の正面に衝突したものの。
2	12	18時台	畜産業	30人～49人	(交通) 交通事故	フォークリフト	市道の路外において、横転したフォークリフト(最大荷重2.2トン)のマスケットに頭部が下敷きになっている被災者が発見されたもの。 被災者はフォークリフトを運転して、鉄製の箱(重量100キロ)に入った廃棄物(重量250キロ)を運搬中であった。

過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	合計
死亡件数	9 (3)	3	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	58 (10)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

1 労働災害発生状況について

令和2年12月は2件の死亡労働災害が発生しました。いずれも交通事故によるものです。
令和2年12月末現在の全産業における死亡及び休業4日以上の労働災害は527件で、前年同期と比べ68件(14.8%)もの大幅な増加となっています。

前年同期に比べ1割以上増加した業種は、木材木製品製造業が9件(150.0%)増、土石採取業が1件(100.0%)増、建築工事業が2件(10.0%)増、その他工事業が6件(120.0%)増、陸上貨物取扱業が1件(25.0%)増、林業が4件(133.3%)増、漁業が1件(100.0%)増、卸売・小売業が11件(25.6%)増、清掃業が11件(68.8%)増、ゴルフ場が1件(11.1%)増、畜産業が13件(36.1%)増、通信業が4件(57.1%)増、保健・衛生業が49件(148.5%)増、その他の事業が7件(116.7%)増となっています。

事故の型別は多い順に、転倒災害が118件(22.4%)、墜落・転落が108件(20.5%)、動作の反動・無理な動作が71件(13.5%)、はさまれ・巻き込まれが62件(11.8%)、その他が45件(8.5%)となっています。

令和3年につきましては、令和2年の災害傾向から、「転倒災害」、「墜落・転落災害」及び「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止を重点として、労働災害防止活動を推進いただきますようお願いいたします。

2 北海道冬季ゼロ災運動について

冬季において、凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等による視界不良時の事故、除雪作業に伴う墜落災害、屋内での内燃機関・練炭・ジェットヒーター等の使用による一酸化炭素中毒が発生しています。
「北海道冬季ゼロ災運動」とは、これら冬季特有の労働災害の防止に向けて令和2年12月1日から令和3年3月31日にかけて、事業者が行う具体的な取組事項を幅広く水平展開するものです。

転倒災害の防止に当たっては小さな歩幅で、靴の裏全体を地面に着けて急がずゆっくりと歩く、高所での除雪作業においては作業手順を決めて親綱と墜落制止用器具(旧名称:安全帯)を使用する、屋内等自然換気が不十分などにおいては、原則として内燃機関を有する機械を使用しない等、労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組ましましょう。

北海道冬季ゼロ災運動のリーフレットは、北海道労働局のホームページでもダウンロードできます。
<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/000747762.pdf>

3 新型コロナウイルス感染症について

- 労働安全衛生法等に基づく健康診断については、いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施してください。
- 健康診断実施に当たり、労働者が新型コロナウイルス感染症を気にして受診を控えようとしている場合には、健康診断の会場では換気や消毒を行うなど感染防止対策に努めていることを説明するとともに、受診を促してください。
- 安全委員会等については、法令に基づき毎月1回以上開催する必要があります。
いわゆる“三つの密”を避け、議題にも新型コロナウイルス感染拡大防止を含めるなど、積極的な調査審議をお願いいたします。
上記通達の内容については厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」
→「新型コロナウイルス感染症に関するQ&A」内の「企業(労務)の方向けQ&A」内に掲載されています。